

資料編

参考資料

1. 総合計画策定に関する経緯
2. 総合計画策定の経過
3. うるま市総合計画策定評価委員会規則
4. うるま市総合計画策定に関する規程
5. うるま市総合計画策定評価委員会等名簿
6. 諮問及び答申

4.うるま市総合計画策定に関する規程

平成17年 7月1日 訓令第76号
 改正 平成19年 3月14日 訓令第5号
 平成26年 3月11日 訓令第8号
 平成27年 7月16日 訓令第27号
 平成28年 3月25日 訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき具体的な都市発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事業の実施に関する計画

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機的相关を図るとともに、関係諸団体と連絡調整を保ちつつ、長期的視点と広域的視野にたつて、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は、10年とし、原則として10年を経過することに検討を加え、更に10年間の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、原則として5年とし、5年を経過することに検討を加え、更に5年間の計画として社会経済等の情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区

分し、1年度を経過することに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、うるま市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、副市長、教育長、市長事務部局の部長、参事(決裁権を有しない者を除く。)、教育委員会の部長、消防長、水道部長及び議会事務局長で組織し、委員長に副市長、副委員長に企画部長をもって充てる。

(委員会の職務等)

第8条 委員会は、総合計画に関する事項を調査審議する。

2 委員長は、委員会で調査審議した事項について、市長に報告しなければならない。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(主任及び副主任)

第11条 総合計画に関する事務を担当させるため、各部(水道部、教育委員会、消防本部、議会事務局、農業委員会事務局を含む。)に総合計画策定主任及び総合計画策定副主任(以下「主任及び副主任」という。)若干人を置く。

2 主任及び副主任は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(主任及び副主任の職務等)

第12条 主任及び副主任は、所属部長の指揮を受けて、当該部に係る総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画を立案し、並びにこれらに関連する連絡調整に関する事務を処理する。

2 主任及び副主任は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(連絡会議)

第13条 企画部長は、必要と認めるときは、主任及び副主任を招集し、連絡会議を開くことができる。

(原案の作成)

第14条 総合計画は、市長が定める方針に従い、委員会が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第15条 総合計画は、委員会で作成した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめうるま市総合計画策定評価委員会に諮問し、答申を受けるものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、うるま市総合計画策定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役の職務等の取り扱い、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により当該収入役の任期中在職する間に限り、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この訓令による改正前のうるま市総合計画に関する規程第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成26年3月11日訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月16日訓令第27号)

この訓令は、平成27年7月16日から施行する。

附 則(平成28年3月25日訓令第24号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5.うるま市総合計画策定評価委員会等名簿

(1)総合計画策定評価委員会

職名	氏名
委員長	瀬口 浩一
副委員長(公募市民)	宮城 榮治
委員	湯之上 淳子
委員	兼城 佐代子
委員	国吉 千景
委員	與儀 光二
委員	富山 潤
委員	名護 徹

(2)総合計画策定委員会

部署名	役職	氏名
1 副市長		佐久川 篤
2 教育委員会	教育長	嘉手苺 弘美
3 企画部	部長	金城 和明
4 総務部	部長	古謝 哲也
5 福祉部	部長	幸地 美和
6 こども部	部長	金城 妙子
7 市民部	部長	新里 禎規
8 経済部	部長	松岡 秀光
9 都市建設部	部長	目取真 康史
10 企画部	参事	中里 和央
11 都市建設部	参事	浜田 宗賢
12 教育部	部長	赤嶺 勝
13 指導部	部長	宇江城 聖子
14 水道部	部長	儀保 一盛
15 消防本部	消防長	新垣 隆
16 会計課	会計管理者	安慶名 優子
17 議会事務局	局長	長嶺 斉

6. 諮問及び答申

(1) 諮問



諮 問 書

う 企 第 19003 号
令和 3 年 4 月 2 8 日

うるま市総合計画策定評価委員会
委員長 瀬口 浩一 様

うるま市長 島袋 俊夫 

総合計画の評価等について（諮問）

本市は、平成 29 年 3 月に「第 2 次うるま市総合計画」を策定いたしました。
この総合計画の推進にあたっては、毎年度、市民参画により施策の進捗状況を点検する「施策評価」を実施し、その取り組みの方向性を確認することとしております。

また、令和 4 年度を初年度とする後期基本計画についても前年度に引き続き策定作業を進めることから、下記の事項について、ご審議していただきたく、うるま市総合計画策定評価委員会規則第 2 条の規定に基づき、貴委員会に諮問いたします。

記

諮問内容：(1) 前期基本計画の進捗状況等の評価について
(2) 後期基本計画策定について

以 上

(2) 答申



う 総 第 10 号
令和 4 年 2 月 3 日

うるま市長 中村 正人 殿

うるま市総合計画策定評価委員会
委員長 瀬口 浩一 

第 2 次うるま市総合計画の評価等について（答申）

令和 3 年 4 月 2 8 日付け、う企第 19003 号にて諮問のありました第 2 次うるま市総合計画前期基本計画の進捗状況等の評価及び第 2 次うるま市総合計画後期基本計画の策定について、本委員会でも慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

- コロナ禍により今後の予測が難しい時代を迎えるなか、民間提案制度の活用等を図るとともに、時代の潮流を踏まえ、行政のデジタル化等への対応により、行政改革の観点からも最適な人員配置が実現されることで効率的且つ効果的な行政運営に努めてください。
- 本計画では、誰一人取り残さないを理念とし 2015 年に国連総会で採択された SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）との関連性が示されています。様々な施策を SDGs と連動して進めることが効果的だと考えられることから、引き続き持続可能なまちづくりに向け、施策との対応を十分意識して取り組んでください。
- 本計画は、今後 5 年間の市政の基本方針を定めるものであり、本計画を元に実施計画を経て事業化され、実行されるものと考えます。本計画の効果的・効率的かつ着実な執行を展開するため、行政経営マネジメント（施策評価や事務事業評価）等を推進し、実行後の評価検証及び検証結果による改善を行い、基本計画に記載された目標が達成できるよう、市民と連携・協働して取り組むようお願いいたします。